

平成29年度自殺対策SNS相談事業 支援員登録者募集要綱

一般社団法人社会的包摂サポートセンターは、平成29年度において厚生労働省の自殺防止対策事業において財政的支援を得て、「若年層の自殺念慮を持つ人のためのSNS等相談および一時保護事業」を実施します。事業の目的などは以下の通りです。

【事業全体の目的・概要】

生き辛さが「死にたい」という表現となるまでに追い詰められている若年者にとって身近なツールであるSNSなどを活用した相談を提供する。また、家に居づらく緊急避難を必要とする事例等については、同行支援を伴う居場所の提供を行う。

本事業においては、以下のふたつの事業を行なうものとする。

- i SNSを活用した相談事業（SNS相談）
- ii 自殺のおそれがあると判断される対象者の一時的な保護（一時保護事業）

上記事業の中で、iのSNS相談事業につきましては、以下の要領で、SNS相談事業における支援員登録のための公募をいたします。

希望する方は締切までに指定された方法で応募してください。ただし、本申請は支援員登録者名簿に掲載する「登録者」を選考いたします。採用にあたっては、別途当法人の契約要請により成立することをご了承ください。

【募集期間】 平成30年2月2日（金）～ 2月15日（木）まで（必着）

【提出方法】 添付の申請用紙に必要事項を記入の上、タイトルを「SNS支援員登録者申請」として、専用受付アドレスkoubo@279338.jpまで提出してください。

【事業の実施期間】 登録の日から平成30年3月31日まで

【募集する相談員登録者の応募資格】 1、2の条件を満たす方で、本事業に興味と意欲をもって取り組むことができる方。

- 1 コンプライアンス 以下に該当しないこと
 - ・ 懲役刑以上の刑事罰を処せられた者
 - ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）である者（過去に反社会的勢力であった者を含む。）、又は、反社会的勢力の関与のおそれがある者

- ・ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の業務に関連するハラスメントにより何らかの処分を受け、又は、損害賠償義務を課されたことがある者
- ・ その他、本事業の趣旨にそぐわない行動が認められる者

2 クライテリア 以下に適合すること

- ・ いかなる相談者に対しても敬意と尊重の気持ちと姿勢を持ち、対等な対人関係を結ぶこと。特にジェンダーなど社会的な差別や偏見に対して問題意識を持ち、配慮ある対応ができること。
- ・ 「対話」を基本として、相談の内容や書き込みについてよく読み取り、読み取りとった内容を適切に相談者へ伝え直しながら、コミュニケーションを繰り返す相談対応ができること。
- ・ 適切なやりとりを通して相談者の生活背景や思いや願いなどを想像し、相談者の言語化を支援して「アセスメント」ができること。
- ・ アセスメントに基づき SNS 相談の限界を踏まえ、適切な支援方法を選択して提供することができること。
- ・ 社会資源及びその利点、活用方法についての豊富な知識を有していること。
- ・ 限られた時間内に的確な相談対応を行い、その内容を主訴、悩みの種類、相談に至った背景や経過などを正しく記録できること。
- ・ 常に自己覚知を意識し自分自身の相談対応を振り返り、相談者や他の相談員などから学ぶ姿勢があり、他者の助言や意見を聞き入れることができること。
- ・ 知識・技術が不足している相談員の場合は、当法人が指定する内容を含む研修を受講すること。
- ・ 当法人の倫理綱領、行動規範に基づいて行動することができること

【SNS 支援員の業務内容】

SNS 相談事業における SNS 支援員とは、以下の業務内容があります。登録後、選考を経て採用される際に各自の業務を割り当てます。各業務は有償の稼働となります。

- ・ SNS 見守り支援業務 18 時～翌朝 6 時（左記時間内での稼働）を予定
…SNS 上で自殺に関する書き込みを発見し、相談事業につなげる
- ・ SNS 相談業務 17 時～24 時（左記時間内での稼働）を予定
…SNS を使用し、相談を行なう。

【応募者の審査及び決定の通知と業務実施までの流れ】

1 面接

申請書を受領し、書類選考を随時行ない、面接日時、場所について連絡いたします。

2 採否決定の通知

養成研修を受講できるかどうかの可否は面接終了後、速やかに申請者に対し決定の通知を行いません。なお、審査員及び採否審査内容は非公表とします。

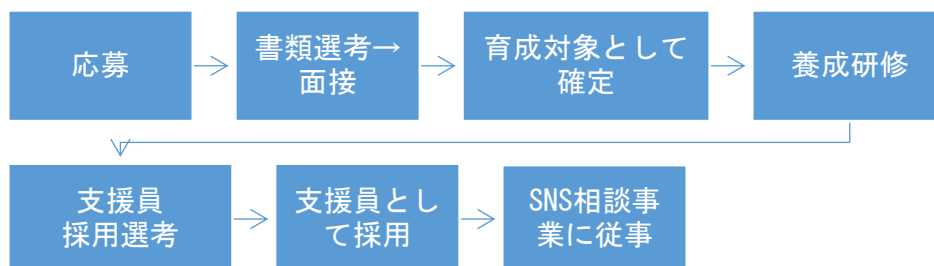
3 面接地および採用後の勤務地の予定

面接地は、エントリー申請者に返信によってご連絡いたします。

登録から採用後の勤務地はSNS見守り支援員については、全国のいずれかを予定しております。SNS相談員については東京都千代田区内となります。

4 支援員雇用までの流れ

面接後、採否の通過が確定された後、養成研修を実施します。養成研修については、初回に書類選考の結果により養成研修の受講項目が決定されます。目安として別紙の研修要綱を行なう予定としています。養成研修の最終回に採用選考があり、その後採用が決定したのちにSNS支援員としての勤務することとなります。



※申請用紙に記入いただいた情報は当該登録選考会の事務処理および登録手続きに使用することをご了承ください。それ以外の目的での利用もしくは、許可なく個人情報を第三者に開示することはありません。

5 予定している養成研修内（2月末までに全ての研修を行いません。）

1. 相談について、つながり、自殺念慮について	「よりそい支援」について理解し、法人の理念を理解する。また相談の流れや自殺念慮に至る背景の困難について理解する。
2. 社会制度と社会資源について	相談における制度と社会資源について理解する。また、一時保護事業からのつながり先である公的領域についての特徴を学ぶ。さらに、インターネット関連によるトラブルやその対応方法などについて法整備、法的手段についても学習する。
3. SNS 入門講座	SNS という特有のコミュニケーションについて学ぶ。ネット用語や特徴あるスラングも理解し、いくつかの SNS の種別ごとにその特徴を理解する。実際にアカウントを作成するなど実践も可能にする。
4. SNS 見守り支援	SNS 上で行なう「SNS 見守り支援」について研修する。
5. SNS 相談(1)	SNS 相談についての操作方法について学ぶ。
6. SNS 相談(2)	実際の相談についてのやりとりを含めて相談対応を学ぶ。